

# ※一定の割合

① 仕入れを管理できる  
卸売事業者・小売事業者

- ✓ 仕入れた商品をそのまま販売する卸売業や小売業は、
  - ・売上げに占める軽減税率対象品目の売上げの割合と、
  - ・仕入れに占める軽減税率対象品目の仕入れの割合は、概ね一致



【小売等軽減仕入割合】

$$= \frac{\text{軽減税率対象品目の売上げのための仕入額}}{\text{仕入総額}}$$



仕入れの管理ができれば、  
売上税額の計算が可能

(注) 簡易課税制度の適用を受けない卸売業・小売業を営む事業者が対象

② ①の特例を適用する  
事業者以外の事業者

- ✓ 仕入れた商品を加工して販売する場合は、①の方法は不適切
- ✓ 仕入れの区分経理が行えない事業者は、①を使えない



【軽減売上割合】

$$= \frac{\text{通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上額}}{\text{通常の連続する10営業日の売上総額}}$$



通常の連続した10日間の  
売上げの管理ができれば、  
売上税額の計算が可能

③ ①・②の計算が困難な事業者

- ✓ 仕入れの管理も、10日間の売上げの管理もできない場合は①・②いずれの方法でも売上税額の計算ができない



$$= \frac{50}{100}$$



売上げや仕入れの管理が  
できない場合の、  
売上税額の計算方法を規定

(注) **主に軽減税率対象品目を販売する事業者**が  
対象